

青森県報

第二千五百三十二号

平成十七年
九月二十一日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一

生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団体経営改善課) ……二

青森県立郷土館の特別展の観覧に係る使用料のうち特別展の開催の前日までに納付する場合の使用料の徴収事務の委託……………(文教課) ……二

公 告

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二

建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……二

……………(弘前県土整備事務所) ……三

……………(同) ……三

……………(同) ……三

……………(同) ……三

……………(同) ……三

……………(同) ……三

……………(同) ……三

……………(同) ……三

……………(むつ県土整備事務所) ……五

右……………(同) ……五

告 示

青森県告示第七百四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
相馬村国民健康保険診療所	中津軽郡相馬村大字五所字野沢三九の二三	平成二七・六三〇
鈴木医院	三沢市中央町四丁目一の四二	一七・七三
かしわざき循環器クリニック	八戸市柏崎四丁目一六の二九	一七・七三
社団法人青森県薬剤師会会営八戸第一調剤薬局	八戸市大字馬場町一三	"
ゆりの木薬局小中野店	八戸市小中野三丁目二五の五一	一七・八一

青森県告示第七百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
五所の診療所	中津軽郡相馬村大字五所字野沢三九の一三	平成一七・七・一
鈴木医院	三沢市中央町四丁目一〇の四二	一七・七・四
天馬薬局	上北郡七戸町字道ノ上六二の一〇	"
ひまわり薬局石江店	青森市大字石江字岡部七六一	一七・八・一
メガ調剤薬局	弘前市大字高田四丁目二の一〇	"
社団法人青森県薬剤師会会営第一調剤薬局	八戸市大字馬場町一四の一	"
清藤齒科医院中央診療所	青森市中央一丁目二の二	一七・八・七

青森県告示第七百四十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
東津軽郡平内町大字東滝字間木五五の一 細川 広	平内町第二区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてかれい刺網漁業
東津軽郡平内町大字東滝字間木三七の六 細川 元則	同	同

青森県告示第七百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、株式会社サークルKサンクスサークルK東北事業部に対し、平成十七年十月二十二日から同年十一月二十七日まで開催する青森県立郷土館の特別展の観覧に係る使用料の徴収の事務のうち、平成十七年九月二十一日から同年十月二十一日までの間における

特別展の開催の前日までに納付する場合の使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
五所川原市大字姥沼字船橋二二四の一から二二四の七まで、二二六の二、二二六の五、二二六の九、二二六の二九から二二六の二七まで及び二二八、字船橋二二四の一、地先及び二二六の二一、地先（国有財産）	五所川原市字旭町四五の一 旭宅建有限公司

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 古川ガラス工業株式会社
- 二 代表者の氏名 古川 高弘

三 主たる営業所の所在地 青森市港町二丁目五の二五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第五四三〇号

五 取消年月日 平成十七年八月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可
防水工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社みちのく住設

二 代表者の氏名 斎藤 幸夫

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃七の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一四二九八号

五 取消年月日 平成十七年八月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年八月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 弘前特殊

二 氏名 一戸 修

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字新里字中樋田三四の七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一一七五五号

五 取消年月日 平成十七年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年八月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 Greens Space

二 氏名 佐々木 洋

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字清原三丁目一の七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第二〇〇一五四号

五 取消年月日 平成十七年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年八月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社東北設備工業所

二 代表者の氏名 阿部 重樹

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田四丁目六の二一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第四七二号

五 取消年月日 平成十七年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

土木、さく井工事業に係る一般建設業の許可
平成十七年八月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四項の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社東北設備工業所

二 代表者の氏名 阿部 重樹

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田四丁目六の二一

四 許可番号 青森県知事許可(特 一四)第四七二号

五 取消年月日 平成十七年九月一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

管、水道施設、消防施設工事業に係る特定建設業の許可
平成十七年八月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 久保左官工業

二 氏名 久保 司

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字鷹架字後川目九の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一六四九八号

五 取消年月日 平成十七年八月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

左官、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
平成十七年七月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 平野商事株式会社

二 代表者の氏名 平野 治彦

三 主たる営業所の所在地 十和田市東三番町三の四一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一三五三八号

五 取消年月日 平成十七年八月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 美濃部建築

二 氏名 美濃部 孝

三 主たる営業所の所在地 むつ市川内町楡木五八の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第六〇〇〇六七号

五 取消年月日 平成十七年八月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年八月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社下北建機

二 代表者の氏名 柴田 稔

三 主たる営業所の所在地 むつ市大畑町上野一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一〇八七九号

五 取消年月日 平成十七年九月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年八月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭